

第2節 長尾・沖田遺跡検出の道路遺構と周辺の残存条里水田

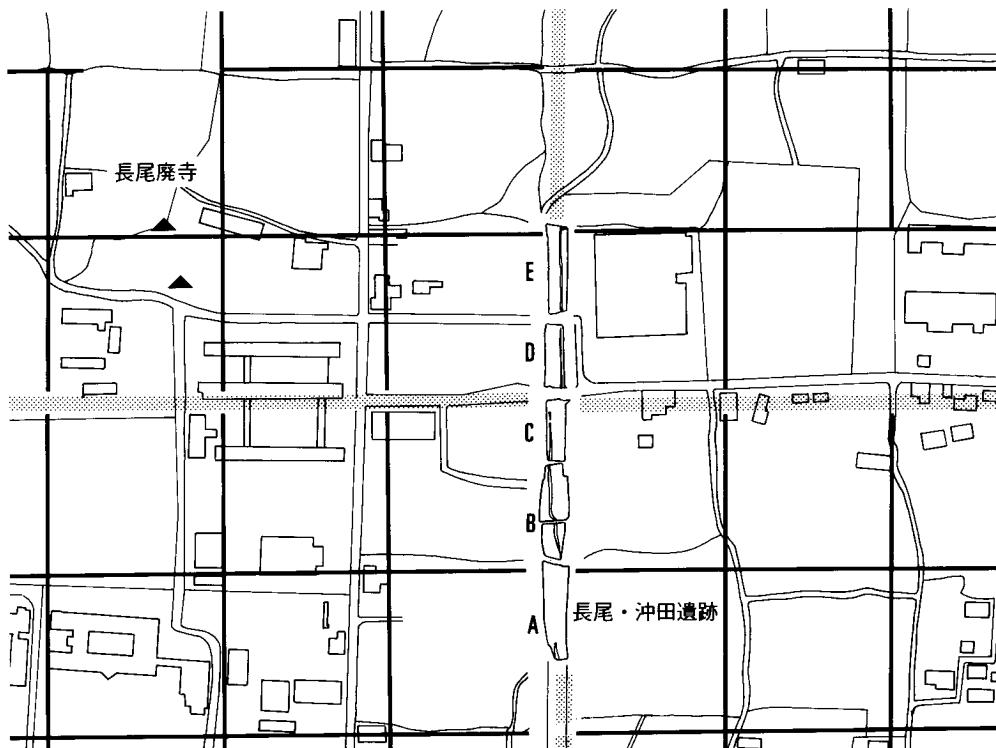
長尾・沖田遺跡の調査では、全長220mの道路遺構が検出された。路面上は礫・瓦片などを敷いて舗装し、低湿地を通る部分は丸太材や石などで基礎を固めるなど頑丈な構築がなされていた、南北に延びる直線道路である。道路そのものは後世の削平によって失われた部分もあるが、道の左右片側から側溝が検出されており、道幅は約3.50m・側溝幅約1.20mを測る。側溝内の出土遺物から奈良～平安時代に機能していたと考えられる¹⁾。

遺跡の所在する佐用町長尾周辺は、正方位地割りを残した良好な条里制遺構として知られている。周辺にある水田地割と検出された道路遺構の関連について若干触れておきたい。

1. 条里の復元

東に屈曲する道路側溝が検出されたことで、昭和61年度調査の成果とあわせて一区画の規模が明らかとなった。これをを利用して道路機能時に周辺に広がっていた条里の復元を試みる。

道路側溝は後世の削平・灌漑用水路の掘削などによって、両側から検出できなかった。右左どちらか一方に存在し、地形の高低差に起因して一部道路下を暗渠で通している。これを考慮すれば、本来片側のみであった可能性もあるが、道路企画の上では両方に側溝幅が存在したと



第37図 長尾・沖田遺跡周辺の条里復元図

考えておく。側溝を含めた道路幅は5.90mと推定される。

道路遺構の東側については、条里の痕跡として確実な2か所の屈曲点と東側側溝を基準とし、一町間隔で平行移動することによって条里推定線が復元可能である。

道路と条里の関係は道路幅を除外して一町区画（約110m）を設定する場合とそうでない場合があるが、周辺の水田地割との関係からすれば、あらかじめ道路幅を除外した復元案（第37図）が方向・規模ともにほぼ一致する。よって佐用盆地にひろがる水田は、長尾・沖田遺跡検出の道路に伴って施行された条里制地割りを、基本的に遺存したものと位置づけられる。

また中央部分で一町区画を越える箇所があり、同様の規模を持つ東西に延びる道路が推定される。前回調査したC地区において検出した東西方向の溝はこの道路の側溝に対応するものであろう。

2. 周辺の地割と道路の推定

周辺の地割を地形図や航空写真から詳細に観察すると、道路遺構の延長線を中心に、痕跡と思われる長方形地割がいくつか看守できる（写真図版トビラ図）。南北道は新佐用大橋からやや西寄りに北上し、ほぼ真北を目指して中国縦貫道付近まで、東西道は大願寺橋付近から町民グラ



第38図 明治30年陸地測量図にみられる因幡街道

ンドの前を通過して調査された部分で南北道と交差、さらに佐用高校から運動場を通って中国縦貫道に至るまで確認される。

字本位田以北と佐用川以東のルートは、地割に明瞭な痕跡が見られないため道路の方向が想定できないが、以下交通路の変遷をもとに道路の進路を探ってみる。

播磨国内を通る山陽道は²⁾、播磨国府を経て草上駅家³⁾から美作国府へ至る支道—美作道を分岐する。この道はさらに途中で、北上して因幡へと向かう道—因幡道を分岐している。畿内から因幡に至る交通路は、当初播磨から入るコースをとっていたようで、但馬経由は奈良時代以降のことと言われる⁴⁾。

佐用は近世には因幡街道・美作街道が通り、同町平福は因幡街道沿いの宿場町として栄るなど、古くからの交通の要所であった。因幡にいたる街道は一般に現国道373号線と考えられている。しかし明治初年の地形図（第38図）では今の佐用—平福—石井を経て美作に至るのではなく、平福から豊福—中山から美作にはいる現下庄佐用線のルートが見て取れ⁵⁾、本来この道路遺構も江川川沿いに美作に至る進路を取っていたと推測できる。平福へ遠回りした理由は、近世初頭におかれた平福藩城下町の影響によるものと考えたい。

美作方向への交通路は、現在の佐用坂と南光町徳久から口金近を回る道が想定されるが、急峻な佐用坂越えを行うようになったのは近世以降のようである。これに対し、「碁石が屾」と呼ばれる徳久からの迂回路には、口金近から南下する道筋に本位田遺跡や横坂古墳群、佐用都比売神社などが存在し、古代ではこちらのルートが有力と考えられる。東西道のうち交差点以東の道路は円応寺の山麓を佐用川沿いに南下して、現在の大願寺橋付近からこの道路と接続するものであろうか。以西は西山、本郷を経て杉坂峠から美作へ至る道筋であろう。

以上の諸点を総合すると、長尾・沖田遺跡の道路遺構は古代因幡道に、また交差する東西道は美作道の一部と推定される。

3.まとめ

長尾沖田遺跡の発掘調査で検出された道路遺構は、律令体制下で整備された官道—山陽道の支道である美作道と北の因幡へ向かう因幡道の一部とする結果を得た。また道路の方向は長尾周辺に広がる現存水田地割りと合致しており、道路を基準に作られた条里制地割は現在のものと基本的には同じであることが判明した。ただし水田の地割りそのものを発掘したわけではなく、条里制の実態については不明な点が多い。また現状地割の観察から、さらに古い時期とおもわれる計画直線道—道代の痕跡と、それに伴う古地割が残存する可能性も指摘されている⁶⁾。当地には白鳳期の寺院—長尾廃寺があり、両者の関連も注目されるが、道代・古地割ともに発掘調査によって確かめられておらず、その存在については今後検証される必要がある。

近年条里水田地域の広範な発掘調査で、水田畦畔を層序的に調査・追求することによって新たな知見が得られている⁷⁾。このほか建物の方向なども条里によって規制される事が多く⁸⁾、

この佐用盆地でも周辺の調査を積み重ねることによってより具体的な実態を知ることができよう。今後周辺で行われる発掘調査などでは、これらの点を留意して進める必要がある。

本稿を内容については、吉本昌弘氏の業績・意見に負うところが大きい。氏のご好意により一部未発表の意見を使用させていただいた。文末ながら深く感謝する次第である。なお地理学的解釈に関して誤謬があれば、それは筆者の責任であることを明記しておきたい。

《註》

- 1) 『長尾沖田遺跡』 兵庫県教育委員会（1991）
大平 茂「長尾沖田遺跡の道路遺構」『律令期の官道とそれに伴う遺構について－平成3年度埋蔵文化財専門職員研修会資料』兵庫県教育委員会（1992）
 - 2) 『山陽道（西国街道）』 歴史の道調査報告書第2集 兵庫県教育委員会（1992）
 - 3) 草上駅家の推定地には ①辻井遺跡 ②今宿遺跡 ③本町遺跡 ④今宿丁田遺跡をあてる説があり、現段階では確定していない。
 - ①今里幾次『辻井遺跡—その調査記録』（1971）
 - ②高橋美久二「古代山陽道の駅家」「播磨考古学論叢 今里幾次先生古稀記念論集」同刊行会（1982）
 - ③木下 良「駅路との関係を主とする播磨國府跡の想定」「本町遺跡」（1984）
 - ④今里幾次「龍野市小犬丸遺跡の古瓦」「布勢驛家」龍野市教育委員会（1992）
 - 4) 武藤 直「因幡國」「古代日本の交通路」大明堂（1978）
 - 5) 『兵庫の駅』 兵庫県民サービスセンター（1976）
 - 6) 吉本昌弘氏の御教示による。
 - 7) 江浦 洋「条里制施行の諸段階とその背景－八尾市・東大阪市所在池島・福万寺遺跡を中心に」『大阪文化財研究』創刊号 大阪文化財センター（1991）
 - 8) 田中勝弘「残存条里と集落遺跡」『滋賀文化財論叢』第2集 滋賀文化財論叢刊行会（1985）
- ◇参考文献◇
- 宮崎幹也「条里遺構の調査と現状」『紀要』第2号 滋賀県文化財文化財保護協会（1989）
吉本昌弘「播磨国の山陽道古代駅路」「歴史と神戸」第128号 神戸史学会（1985）
今里幾次「山陽道播磨国の瓦葺駅家」「龍野市史」第一巻 龍野市（1978）